

全淨連NEWS

全淨連ニュース

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

vol.

185

2025-5

Close Up Zenjohren News

令和6年度全淨連事務局長等会議を開催

Topics

石破首相が集合から個別処理転換促進へ意欲

浄化槽法令和7年改正に向け議連総会

能登半島地震・豪雨災害の復旧支援シンポ開く





目 次

●令和6年度全淨連会員団体事務局長等会議を開催	1
净化槽法改正の動向や令和7年度事業方針説明	
●石破茂首相が集合から個別処理転換促進へ意欲（参議院）	7
●净化槽法の令和7年改正、同9年施行へ議連総会開く（自・公）	8
●令和7年度净化槽脱炭素化推進事業を11月28日まで募集（全淨連）	10
●香川県で令和6年度净化槽トップセミナー開く（環境省）	15
●能登半島災害復旧支援シンポに全国から300名（全淨連）	16
●令和5年度净化槽設置基數745万基で6.1万基減（環境省）	17
●令和6年度净化槽行政担当者会議をオンライン開催（環境省）	20
●特定既存単独処理净化槽に係る措置指針を改定（環境省）	22
●令和6年净化槽海外設置基數は8761基と大幅増（JSA）	23
●「水環境保全助成事業」2025年度募集要項（全淨連）	24
●令和7年净化槽設備士試験のご案内（JECES）	26
●令和7年度净化槽管理士講習・净化槽設備士講習 および各種講習会のご案内（JECES）	27
●第57回理事会決定・2025年度事業計画（全淨連）	30
●全淨連・会務報告／全淨連関係機関・団体との会議等報告	31

令和6年度全淨連会員団体事務局長等会議を開催

浄化槽法改正の動向や令和7年度事業方針説明

全淨連

(一社)全国浄化槽団体連合会(全淨連)は2月25・26日、東京・市ヶ谷のホテルグランドビル市ヶ谷で令和6年度会員団体事務局長等会議を開催した。全淨連の各会員団体への情報伝達ならびに意見交換を目的とした会議で、浄化槽法改正や予算・制度の動向など最新情報の提供があったほか、令和7年度の全淨連事業として環境省・浄化槽脱炭素化推進事業や浄化槽トップセミナー事業の受託、維持管理報告システムや浄化槽コンサルタント業務の立ち上げ等に取り組む方針を掲げた。

初日の冒頭で上田勝朗会長は、「先日、富山県で能登半島地震・豪雨災害の復旧支援活動シンポジウムを開催させていただいた。会場、リモート合わせて300名近く、有意義な情報共有ができたと考えている。またここ数年、多くの会員団体が設立50周年を迎える記念式典などに参加させていただいた。1週間のうちに2回などハードスケジュールの時もあったが、できるだけ参加し、役員だけでなく現場の皆さん



上田勝朗会長

のお話も聞かせていただいた。改めて47都道府県、各地でさまざまな取り組みがされていることを実感した。こうした取り組みは浄化槽ビジョン2024を実行していく中でも参考にさせていただきたい」と考えを述べた。

その上で、会議について「本日は環境省、国土交通省、総務省、(公財)日本環境整備教育センターから参加をいただいている。生活排水対策について多くの情報提供をいただく貴重な機会であるので、さらなる深掘りにつなげるた

めにも積極的な質問、意見交換をお願いしたい。全淨連が目指す大きな方向性は浄化槽の信頼向上。住民の方々が安心して使えない浄化槽であってはならない。また信頼があって初めて下水道から浄化槽への転換と言うことにもつながる。そのためにも今日、明日と長丁場になるが、ぜひ最後まで参加して、さまざまな課題、情報を共有し、皆さまの地元における取り組みにも生かしていただけたら」と期待を述べた。



1日目の会議の様子

災害で浮き彫りになった課題や法改正の動向など講演

次いで関係省からの講演があり、環境省浄化槽推進室の沼田正樹室長が「浄化槽行政の最近の動向について」、国土交通省建設業課の國時正博課長補佐が「建設業に関する最近の話題」、総務省準公営企業室の佐藤元哉係長が「公営企業としての下水道事業の現状と課題」について説明した。

このうち沼田室長は、講演に先立ち「先ほど上田会長が各地で開催された50周年記念式典に触れられたが、私もお声がけいただくことが多く、特に去年の10、11月は8週連続で出張ということがあった。しかしこれも上田会長がおっしゃったとおり、東京のデスクにいても現場のことは分からぬ。可能な限り各地に足を運び、現場の声を聞き、それを政策に反映するというプロセスが非常に重要と考えている。今後もこうした機会は積極的に持つてまいりたい」と挨拶した。

講演は浄化槽の現状、浄化槽行政を巡る課題、能登半島地震における浄化槽復旧対策、改正法の施行状況を踏まえた見直し・検討、浄化槽に係る予算制度について行った。令和8年度に迫る汚水処理施設の早期概成目標、下水道から浄化槽へ転換を進める自治体事例、下水道と浄化槽のコスト比較など、浄化槽の優位性について触れる一方、単独処理浄化槽の合併転換促進、浄化槽台帳の整備、維持管理の徹底等、浄化槽が抱える課題についても説明した。また令和6年1月1日に発生した能登半島地震において、能登地域6市町約1.9万基の浄化槽の被災状況を取り上げ、「地域内、都道府県を越える広域的な浄化槽事業関係者間の支援体制構築、平時からの連携などが今後の課題。こうした観点からも浄化槽台帳の整備・充実は喫緊の課題」と説明した。

一方、単独処理浄化槽、台帳整備に係る課題は総務省勧告「浄化槽行政に関する調査結果」

でも指摘があり、沼田室長は同勧告を受けて開催した「浄化槽法施行状況点検検討会」の概要と、特定既存単独処理浄化



沼田正樹室長

槽の判定基準明確化、特定既存単独処理浄化槽として判定された既設単独槽の合併転換に係る支援強化、浄化槽台帳システムの整備と維持管理に関する指導・助言マニュアルの整備といった対応状況にも触れた。

同時に自民党、公明党においては、議員立法による浄化槽法改正の動きがあり、主な改正項目である「維持管理義務通知制度の創設」「保守点検・清掃の実施状況報告義務化」「指定検査機関の機能強化」「無届浄化槽に対する指導権限創設」「浄化槽設備士の定期研修制度」についても情報提供を行った。

合わせて令和7年度予算についても取り上げ、予算・制度の両面で単独処理浄化槽の合併転換を促進しつつ、維持管理の向上と災害対策の両面で浄化槽台帳システムの整備促進を図る旨を説明し、講演を終えた。

担い手確保や下水道事業経営の課題を解説

國時課長補佐からは公共事業の現状、働き方改革の推進、賃上げに向けた取り組み、適正な請負代金、建設業法等の改正、技術検定の受験資格合理化、建設発生土の適正処理について説明があった。

まず日本国内における建設投資額は、平成4年度に約84兆円とピークを迎え、同22年度に約42兆円まで減少するも、再び増加に転じて令和6年度は約73兆円になる見込みと説明

した。しかし建設業者数はピーク時から約20%、建設業就業者は約30%減少しており、国土強靭化を計画的に進める必要に迫られる一方で担い手確保が重要な課題となっていることを明かした。

そのため国交省が進めているのが働き方

改革等の推進で、時間外労働規制の見直し、週休2日工事等の実施、適正工期確保、建設現場のオートメーション化といった取り組み状況を示した。さらに労働者への賃金支払いの確保、適正な請負代金に向けた建設資材価格に関する適切な価格転嫁などに関する取り組みにも触れた。

佐藤係長からは、下水道事業経営の問題として、事業の費用負担の考え方、老朽化等の現状と課題、経営改善に向けた総務省の取り組み、資本費平準化債などに加え、公営企業の脱炭素化の推進、緊急自然災害防止対策事業債、公営企業におけるDX推進について説明があった。

この中で下水道事業は今後、高度経済成長期に整備された管きょが耐用年数50年を超えて、一斉に更新時期を迎えるとしている問題があると説明した。現在は総延長の約7%だが、20年後には約40%（約20万km）が更新



國時正博課長補佐



佐藤元哉係長

時期となる。また下水道事業は「雨水公費・汚水私費」で独立採算が原則だが、人口密度の低い地域において経費回収率が100%を割り、今後の人団減少に伴い経営環境が急速に悪化する懸念があるとした。

こうした状況に向けて総務省では中長期的な経営戦略の策定と見直し、事業廃止を含む抜本的な改革の検討、公営企業会計の適用などを進めており、佐藤係長はそれぞれの取り組み状況を提示。先進事例の紹介、さらに脱炭素化やDX等にも触れつつ、今後も汚水処理サービスの持続性確保に向けて必要な対策を検討すると述べ、講演を終えた。

講習等の電子申請と受講方法、 令和7年度スケジュールを説明

講演後は（公財）日本環境整備教育センターから「令和7年度浄化槽管理士・浄化槽設備士の国家試験・講習等」について報告があった。まず令和5年度より講習等の料金改定、オンライン化が進んでいるが、これについて「受験・受講者の減少等によって費用が収益を上回る状況。収支バランスの正常化に向けて国交省、環境省と協議の上で手数料改定を実施した。加えて試験・講習の申請方法および講習方法を電子化、効率化によって引き上げ額の抑制等を実施したところ」と近年の動きについて説明した。申請方法と講習方法の電子化については、昨年度より同会議においても説明がなされているが、改めてその内容、なりすまし防止等の方法と、令和7年度の実施時期について説明した。



教育センターの加藤裕之氏

懇親会を開き 関係省、団体から来賓多数

この後は午後5時から懇親会を開催した。会議に続き多くの会員とともに関係省、関係団体から多数の来賓が出席した。

懇親会の冒頭で上田会長は、「事務局長等会議は浄化槽を取り巻く課題や、全浄連の事業方針を皆さんに説明することを目的に開催してきたが、個人的には事務局長の皆さんの懇親を深め、情報交換ができる関係構築を図っていただくことも大切なことと思う。さて全国では今、浄化槽管理士の講習会が開催されているが、その目的は全国的な技術水準の引き上げ。浄化槽設備士についても、資格取得後の技術更新が行われないという課題があると考えている。私どもは設備士も定期的な研修会が必要ではないかと要望をさせていただいており、午前中にも挨拶で触れさせていただいたとおり、やはり下水道と浄化槽で、浄化槽の区域になった住民の方々が失望することのないよう信頼の向上を図っていかなければならない。適正な施工、維持管理によって生活雑排水を浄化して放流しているのだと、住民の方々に自慢していただけるような時代が来ることを願って取り組みを前に進めてまいりたい」と協力を呼びかけた。



(公財) 日本環境整備教育センター
由田理事長

乾杯の発声には(公財)日本環境整備教育センターの由田秀人理事長が立ち、「全浄連会員の皆さまの横のつながりによって浄化槽制度の改善が進んでいる。要望活動によって再び浄化槽法の改正がなされようともしていると言われている。来年以降、浄化槽は今までにないほど大きな変化を遂げるのではないかと私も期待している。本日、私どものセンターからはオンデマンド講習会等の情報提供をさせていただいた。これからはデジタルの時代を迎えようとしており、浄化槽も台帳等、デジタル化がどんどん進もうとしている。今年が新たな幕開けになることを期待するとともに、皆さま方のますますのご健勝をお祈りして乾杯させていただきたい」と挨拶した。

この後、参加者は午後6時半まで相互に懇親を深めた。

「浄化槽ビジョン2024」の 概要を説明

会議の2日目は、まず常葉大学の小川浩名譽教授から「浄化槽ビジョンの報告とこれからの課題」について報告があった。

小川教授は「浄化槽ビジョンは検討を始める当初より、各地域での取り組み等を反映し、今後も継続して見直すことが上田会長より言われ



浄化槽の発展に期待を述べ乾杯した

ていた。今後も皆さまからいろいろなご意見をいただき、より良いものへ仕上げてまいりたい。来年度以降になるとは思うが、その際はご協力いただければ」と述べた上で説明に入った。

浄化槽ビジョンは大きく、「これまでの積み残し課題」と「新たな課題」で構成されている。

これまでの積み残し課題で前提となるのは、令和8年度の汚水処理施設概成で、同年度までに汚水処理人口普及率を95%に引き上げることが国の目標として掲げられている。日本は現在、人口減少・高齢化が進み、2037年には国民の3人に1人が65歳以上(高齢化率33.3%)になるとの予想がある。過疎化、核家族化も進み、汚水処理事業においても既存のビジネスモデルや事業のあり方では持続性が確保できない。また地震や豪雨等の災害も頻発。令和6年能登半島地震では浄化槽も浮上等の被害が多数発生し、浄化槽設置状況の正確な把握といった課題も浮き彫りになった。またデジタル化や脱炭素など近年の課題にも対応する必要がある。

小川教授はこうした課題について詳細に説明しつつ、特に取り組みが遅れているデジタル化については、生産性の向上や業務の効率化、働き方の多様化、情報の管理・共有、ペーパーレス化、事業継続計画、他システムとの連携といった7項目のメリットを示した。

改めて、これまでの積み残し課題としては、①特定既存単独処理浄化槽の合併転換②浄化槽台帳の整備③法定検査や維持管理の徹底④集合処理と個別処理のベストミックス⑤人材活用・人材確保・労働環境や待遇改善⑥戦略的なPRという6項目を挙げ、それぞれ内容を説明。中でも人材確保等については、行政のマンパワー不足が単独処理浄化槽の合併転換、維持管理の向上という点でも課題となっているとして、指定検査機関等の官民連携の重要性を挙げた。また浄化槽従事者は今後も減少が見込まれ、女性や外国人材

の一層の活躍、現行作業の効率化・省力化のためにICT導入、DXが求められていると説明した。



小川浩名誉教授

新たな課題については、①能登半島地震等の教訓も踏まえた浄化槽整備と災害対応②人材不足や脱炭素化要請等への対応に向けた現行手法・機能の見直し③最新技術等を活用した生産性の高いビジネスモデルへの転換④浄化槽関連技術者の技術・能力の向上・評価に資する制度の検討・導入を挙げた。

このうち人材不足・脱炭素化への対応は、間欠ばっ気法の導入、遠隔監視導入、ディスプレー導入、中水利用などを取り上げ、ビジネスモデルの転換は汚泥濃縮車の導入やICTを活用した維持管理などのアイデアを説明した。

講演の終わりには、能登半島地震被災地における汚水処理施設復旧に当たってのコスト比較を示し、汚泥処理・維持管理費を含めても個別処理が優位であるとの試算結果を示した。



2日目会議の様子

能登半島災害対応や浄化槽 コンサル業務など事業方針説明

会議では続いて、全浄連事務局より「能登震災対応報告」と、その他の報告があった。

能登震災対応報告は、現地の被災状況と、浄化槽の復旧に向けて設置したコールセンター業務の状況について行った。

能登地域の浄化槽は全体で約1.9万基、うち市町村設置が約3000基、個人設置が約1.6万基と見られている。市町村設置型浄化槽は環境省の支援のもと各市町で復旧工事の発注・施工が進んでいるが、個人設置型浄化槽は個人において復旧させる必要があるため、環境省の要請を受けて全浄連が「浄化槽コールセンター」を設置、被害状況調査や復旧工事に関する問い合わせ窓口の一元化を図った。

報告ではコールセンターの具体的な対応内容とともに、新たに構築した能登地震対応情報共有システムの概要を説明。昨年12月末時点で4843件の問い合わせがあり、これらの問い合わせを通じて明らかになった浄化槽の被害の大きさや、設置場所、人槽、種類、維持管理状況などの情報が把握されておらず、復旧初動の遅れにつながったとの見解を説明した。

その他の報告は、全浄連で開発を進める維持管理報告システムの概要、新たな事業である浄化槽コンサル業務の進め方、令和6年度浄化槽トップセミナーの開催状況、令和7年度浄化槽脱炭素化推進事業について行った。

このうち電子報告システムは、令和7年浄化槽法改正によって維持管理状況

の報告義務化の動きがあることから、その保守点検・清掃の実施状況を電子端末によって簡易に行えるようにしたものの。中小事業者の負担軽減を図りつつ、浄化槽台帳との連携も可能で、会議ではデモンストレーションを行いながら概要を説明した。

浄化槽コンサル業務は、集合処理から個別処理への切り替えに関する支援業務となる。令和7年度予算で下水道や集落排水の管路撤去に係る国費支援が開始されたことも踏まえつつ、浄化槽新規設置のための調査や、地域の実情に合わせた効率的な整備手法、災害時のトイレ対策の提案、計画策定に関する支援を行うこととしており、今後の理事会決定を経て着手すると説明した。

浄化槽トップセミナーは、令和6年度は宮城県と香川県で実施し、令和7年度も引き続き受託に向け取り組むことと、開催に向けた協力を呼びかけた。

説明後は参加者から質疑を受け付け、2日間の日程を終えた。



全浄連事務局・異常務理事



全浄連事務局・渡辺局長



全浄連事務局・平川氏

石破茂首相が集合から個別処理転換促進へ意欲 公明党・矢倉克夫議員が国会質問

参議院

参議院予算委員会で3月19日、公明党の矢倉克夫議員より埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故について、被害を受けた周辺事業者への支援策に係る質問があった。またこの中で下水道事業の持続性と、浄化槽の活用が取り上げられ、石破茂首相は「下水道から浄化槽への転換も含め、地方公共団体が持続可能かつ最適な汚水処理手法が選択できるよう支援メニューも整えてまいりたい」と答弁した。

八潮市の陥没事故原因とみられる下水道管路は埼玉県の流域下水道だが、同一地点に八潮市公共下水道、各種上水道等の管路も埋設されており、今回はいずれの管路も寸断された。

まず矢倉議員は事故を受けた国土交通省の対応を問い合わせ、中野洋昌国土交通大臣から予備費を活用した復旧工事支援や、一定規模以上の下水道管路について全国一斉調査を行ったことなどに関する答弁があった。

次いで矢倉議員は、陥没事故で休業等の状況に陥った事業者の支援策を問い合わせ、石破首相は雇用調整助成金や災害救助法の適用、さらに被害者が困窮する事がないよう、必要に応じて追加措置の検討にも踏み込む姿勢を見せた。

その後、矢倉議員は下水道等の集合処理施設

が損壊した際の影響の大きさを指摘。「全国の管路で耐用年数50年超えは7%だが、10年後は19%、20年後は40%と急速に増加する。老朽化リスク、改築更新や点検コスト、何より人口減少が今後進むことを考えたときに、分散型処理施設である浄化槽が適する市町村は今後増加するのではないか。汚水処理構想は都道府県が策定するものだが、国がリーダーシップを発揮して、地域によっては下水道から浄化槽への流れを国主導で進めるべきではないか」と見解を求めた。

石破首相は「汚水処理施設は各地域で決定するというのはご存じの通り。しかしこの先もこのままでいいのか、人口は減少し、施設は老朽化、維持管理、災害時の復旧まで考えたとき、分散処理を組み合わせて最適なシステムに見直すことが必要と承知している。能登半島地震においても石川県創造的復興プランにおいてあるべき姿が示された。令和7年度予算では従来の浄化槽の設置補助に加え、下水道管路の撤去支援も新たに設けたところ。下水道から浄化槽への転換も含め、地方公共団体が持続可能で、最適な手法が選択できるよう国としても支援のメニューを整えてまいりたい」と予算・制度の改革に意欲を示した。

春の叙勲で浄化槽関係者3名が受章

令和7年春の叙勲および褒章がこのほど発令し、環境衛生功労で、(公社)茨城県水質保全協会元理事長の伊沢勝義氏(茨城県土浦市、79歳)、(一社)東京都水環境システム協会会長の白山隆一氏(東京都世田谷区、75歳)に旭日双光章、(一社)群馬県浄化槽協会元会長の須田育男氏(群馬県伊勢崎市、74歳)に旭日単光章がそれぞれ贈られた。旭日章は「社会の様々な分野における功績の内容に着目し、顕著な功績を挙げた者」に授与される。

浄化槽法の令和7年改正、同9年施行へ議連総会開く

維持管理向上や合併転換促進盛り込む

自民、公明

浄化槽法の令和7年改正に向けて、3月4日に浄化槽推進議員連盟（自民党）と浄化槽整備推進議員懇話会（公明党）の総会がそれぞれ開催された。浄化槽の維持管理向上、単独処理浄化槽の合併転換促進、浄化槽の施工技術の確保という法改正の目的を確認し、施行期日は1年半、早ければ令和9年から施行するとの方針を示した。

浄化槽推進議員連盟の総会は4日正午、自民党本部にて開催された。

冒頭で会長を務める鈴木俊一衆議院議員は、「汚水処理人口普及率は年々増加し、令和5年度末時点で約93%に達した。しかしまだ約830万人の方々が生活排水を適切に処理しておらず、浄化槽台帳の整備、単独処理浄化槽の合併転換等によって浄化槽の適正な普及を推進していかなければならない。ご存知のとおり浄化槽法は議員立法であり、これまで法改正によってさまざまな施策を進めてきたが、当初の期待どおり進んでいない部分もある。本日は法改正の中身について説明し、皆様からもご意見を賜り、早期に法改正を進めてまいりたい」と趣旨を述べた。

総会には環境省環境再生・資源循環局の角倉一郎次長、国土交通省住宅局の田中翔課長補佐、（一社）全国浄化槽団体連合会の上田勝朗会長、高橋静夫専務理事らが出席し、予定する主な改正項目、骨子等について説明が行われた。

保守点検・清掃実施状況の報告義務化へ

内容は「維持管理体制の強化」「施工技術の

確保」「その他」の3項目に大別される。

維持管理体制の強化では、浄化槽台帳の整備推進があり、保守点検および清掃業者に対して都道府県知事に実施状況等の報告義務を課す。また都道府県知事は必要に

応じて浄化槽管理者に対して浄化槽に関する情報提供を要求することができ、これによって台帳の内容充実、無管理浄化槽の把握を図る。

保守点検、清掃、法定検査が実施されていない場合、都道府県知事より浄化槽管理者に対する助言、指導、勧告の規定を設け、その通知事務は委託も可能とする。

また合併転換等の指導や命令が可能となる特定既存単独処理浄化槽については、都道府県知事に、当該浄化槽の管理者に対して相談、情報提供、その他、委託も含めた支援規定を設ける。



浄化槽推進議連・鈴木俊一会長



全浄連・上田勝朗会長

このほか、環境大臣に、必要に応じて都道府県知事より水質に関する資料提供を求める規定、浄化槽管理者が自主管理を行った場合の報告規定、事務委託に必要な規定なども定める方針。

施工技術の確保については、浄化槽事業者に従事者の育成、その他の施工技術確保の努力規定を設ける。具体的には5年ごとの更新講習などが考えられる。

その他は施行期日に関するもので、公布から1年6カ月以内に施行とされた。今国会会期は6月22日までで、6月成立・公布、令和9年施行のスケジュールが想定される。

当日午後からは浄化槽整備推進議員懇話会の総会が同様に開催され、会長を務める秋野公造参議院議員のもとで今国会で成立させるとの方針が確認された。



浄化槽推進議員連盟総会で要望を行う上田会長
(午後からは公明党浄化槽整備推進議員懇話会が同様に開催された)

環境省浄化槽推進室長補佐に永浦康史氏

環境省の4月人事で、浄化槽推進室の志太健一室長補佐が辞職（国立研究開発法人国立環境研究所総務部人事課長就任予定）し、後任に大臣官房環境保健部企画課保健業務室の室長補佐を務めた永浦康史氏（前職・大臣官房環境保健部企画課保健業務室室長補佐）が就いた。

また佐藤亮真指導普及係長は国土交通省に出向（北海道局参事官付主査）、後任に中山修一朗氏（前職・国土交通省大臣官房技術調査課付）が就いた。

令和7年度脱炭素化推進事業を11月28日まで募集

浄化槽の省エネ機器導入や本体交換に1／2補助

全浄連

(一社)全国浄化槽団体連合会はこのほど、環境省「令和7年度浄化槽システムの脱炭素化導入推進事業」の執行団体に選定され、11月28日まで対象事業の公募を開始した。同事業は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金により実施されるもので、家庭用小型合併処理浄化槽と比べて取り組みが遅れている中・大型浄化槽の省エネ化・脱炭素化を支援するもの。浄化槽管理者にとっても設置から年数が経過し、老朽化が進む浄化槽を1/2補助で更新でき、温室効果ガスの排出削減にも貢献できる極めてコストメリットの高い事業となっている。

対象事業は令和6年度から変更はなく、①ブロワやポンプ等の電動機器を高効率機器に入れ替え、運転時間の削減等によって年間消費電力を20%以上削減する改修事業(機器改修事業)②処理対象人員の削減を含め、最新の省エネ型浄化槽に交換することによって年間消費電力を46%以上削減する事業(本体交換事業)③機器改修事業または本体交換事業と同時に、平時および災害時に当該浄化槽で自家消費可能な太陽光発電設備を導入する事業(再エネ設備導入事業)——となる。

事業費要件も令和6年度と同様で、機器改修事業の場合は二酸化炭素排出削減量1tあたり事業費7万円、本体交換事業の場合で同10万円。二酸化炭素排出削減に寄与しない付帯工事の経費がかさむ場合など、事業費に対して二酸化炭素排出削減量が少ない場合は、総事業費に対する1/2補助でなく、基準額に対する1/2補助が適用される。

また再生可能エネルギー設備の導入は令和4年度から対象に加わった新たな事業だが、再生可能エネルギー設備の導入によって削減し

た二酸化炭素排出量も省エネ改修事業の20%要件、本体交換事業の46%要件から差し引くことができる。浄化槽の使用電力を賄う以上の規模の設備も導入は可能だが、その場合は浄化槽の使用相当分の費用を按分した額が補助対象となる。

詳しくは全浄連ホームページ(<https://www.zenjohren.or.jp>)に掲載する公募要領記載の連絡先まで。

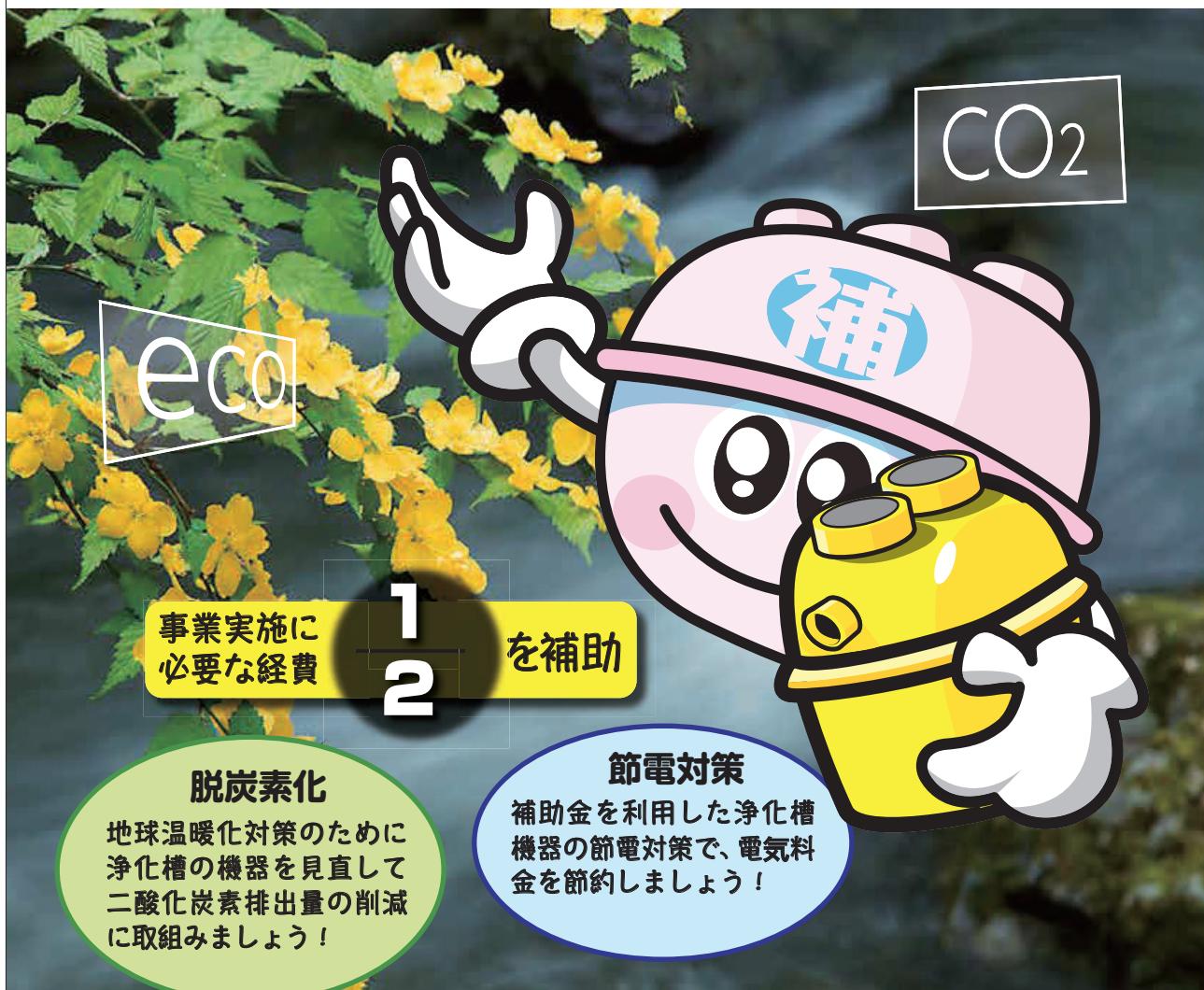
令和6年度の実績は機器改修事業で205件・3億4811万円(令和5年度222件・3億2294万円)、本体交換事業で49件・7億7230万円(同36件・4億4664万円)で、合計254件・11億2042万円だった。施設種類別に見ると住宅が最も多く82件、次いで娯楽施設が37件、店舗が31件、医療施設が28件など。これらの事業によって年間のCO₂排出削減効果は2415.1tとなった。

令和7年度



二酸化炭素排出抑制 対策事業費等補助金

(浄化槽システムの脱炭素化推進事業)



公募期間：令和7年4月21日～11月28日

執行団体 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会

次の各事業が補助対象となります。

但し(3)の事業は、(1)又は(2)の事業と併せて実施する場合にのみ対象となります。

(1) 最新型の高効率機器への改修事業

- 30人槽以上の既設合併処理浄化槽に付帯するプロワやポンプ等の電動機器を、最新型の高効率機器に入れ替えるほか、運転時間を効率的に削減するなどして、年間消費電力量 (CO₂排出量) を**20%以上**削減する改修事業



(2) 先進的省エネ型浄化槽への交換事業



- 30人槽以上の既設合併処理浄化槽から最新の省エネ型浄化槽へ交換することによって、年間消費電力量 (CO₂排出量) を**46%以上**削減する交換事業
- 処理対象人員を減らして浄化槽を小型化することによって消費電力を削減することも対象になるので、学校など児童・生徒数が減少している施設などは特に有効



(3) 再生可能エネルギー設備の導入事業

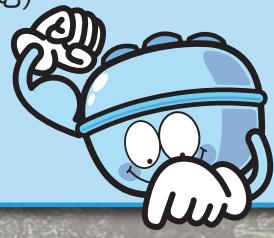
- 上記(1)又は(2)の事業と併せて実施する再生可能エネルギー(太陽光発電など)の導入事業
- 再生可能エネルギー設備は(1)又は(2)の事業により改修又は交換した浄化槽で必要とされる電力量を賄うもので、平時及び災害時にその浄化槽で自家消費することが可能なものであること。
- その他導入のための要件が定められていますので、詳細は(一社)全国浄化槽団体連合会にお問い合わせ下さい。



申請者の要件

※下記に該当し、全ての必要書類を提出できる浄化槽所有者が対象となります。

- ・民間企業（個人事業主を含む）
- ・独立行政法人（国立大学法人、公立大学法人を含む）
- ・一般社団法人、一般財団法人（公益法人を含む）
- ・都道府県、市町村、特別区及び地方公共団体の組合
- ・地方自治法第260条の2第1項に基づき認可を受けた地縁による団体
- ・集合住宅・住宅団地等の自治会・管理組合など（任意団体を含む）
- ・学校法人、医療法人、社会福祉法人など
- ・法律により直接設立された法人
- ・過去に交付規程に違反したことがない者
- ・その他環境大臣の承認を経て全浄連が認める者



補助事業を検討するにあたっての注意点

- ・この補助事業は、申請者（補助事業者）が今後も浄化槽を使用していく上で発生する消費電力を削減することによって、二酸化炭素の排出量を抑制することを目的としています。
- ・補助金を利用して更新した機器等には、一定期間勝手に処分できないなどの制限があるので、数年以内に浄化槽（建物を含む）の譲渡や売却あるいは取壊しなどが予想される場合には、特に慎重に検討してください。
- ・本補助金は単年度予算で実施されるものであり、複数年度にわたる事業計画については対象外となります。
- ・補助金の交付決定を受ける前に行われた物品の購入や契約を交わした経費等については補助金の交付対象とはなりません。
- ・（1）事業と（2）事業の併願はできません。但し（3）事業については（1）事業あるいは（2）事業と併願での申請となります。
- ・平成29年度から令和6年度に実施された二酸化炭素排出抑制対策事業等補助金によって既に機器類の更新を行った浄化槽については、本補助金を利用して浄化槽本体の入替え更新を行うことはできません。

補助事業者の責務

補助事業の実施に当たっては、各種法令、規則を遵守し、適正に事業を実施することが求められるほか、下記のような責務が発生します。

- ・補助事業完了日の属する年度の終了後3年間、事業報告書を提出しなければならない。（年1回計3回、交付規程第16条）
- ・補助事業により取得した単価50万円以上の財産について取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に浄化槽システムの脱炭素化推進事業で取得したものである旨を明示すること。（交付規程第8条の十四、様式第11）
- ・単価50万円以上の取得財産には、15年間の処分制限が発生する。（交付規程 第8条の十四）
- ・補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO₂排出削減技術評価・検証事業」において、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む）から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。（交付規程第8条の十七）

令和7年度版
配布中



マンガで
補助金を
わかりやすく
解説



補助事業の申請について



1. 必要書類

(一社)全国浄化槽団体連合会のホームページより、申請書類の様式をダウンロードしてご使用ください。

(1)事業、(2)事業、(3)事業それぞれの事業で、必要な書類が一部異なるので注意のこと

2. 募集期間

令和7年4月21日～令和7年11月28日必着

(各都道府県受付団体にて受理されること)

3. 申請方法

各都道府県の受付団体にファイル綴じにした正本・副本各1部を提出

さらに上記ファイルとは別にデータをメールにて提出

(各都道府県の受付団体は(一社)全国浄化槽団体連合会のホームページで確認のこと)

4. 申請時の注意事項

1)申請は対象となる浄化槽1基ごとに行う必要があります。同じ申請者が複数の施設を申請する場合も同様です。

2)過去に二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を利用して機器の更新を行い、本年度に同一浄化槽の別の機器について申請しようとする場合には、あらかじめ申請書にその旨を記載する必要があります。

3)法人・団体による申請については代表者名で行う必要があります。代表者によらずに申請を行う場合は、その者に決裁権があることを示す書類(社内規則等)を添付するか、代表者による委任状を添付してください。

執行団体：一般社団法人全国浄化槽団体連合会

<https://www.zenjohren.or.jp>



TEL : 03 - 3267 - 9757

FAX : 03 - 3267 - 9789

MAIL : inquirydcb@zenjohren.or.jp

2025年4月

香川県で令和6年度浄化槽トップセミナー開く

汚水処理概成や人口減等の課題踏まえ

環境省

環境省は1月31日、香川県のJRホテルクレメント高松で「令和6年度浄化槽トップセミナー香川」を開催した。地方公共団体の政策決定に携わるトップを対象としたセミナーで、県内外から多数の出席者を迎える中、浄化槽行政の最新動向や法定協議会の先進事例、人口減少等を踏まえた効率的な汚水処理施設の整備手法について説明があった。

冒頭で環境省の小田原雄一大臣官房審議官は、「香川県は瀬戸内海、国立公園など豊かな自然環境に恵まれ、その維持には水環境の保全が不可欠。環境省としても特定既存単独処理浄化槽の措置促進、浄化槽の維持管理向上に向けた指導助言マニュアル、デジタル化等の事例集作成等によって自治体における整備を全力で支援してまいりたい」と挨拶した。

次いで来賓出席した池田豊人県知事は、「近年は瀬戸内海の水質も非常に改善が見られるようになってきた。大きな役割を果たしたのは下水道、そして下水道が困難なところでは浄化槽整備を進めてきた結果ではないかと考えている。ただし本日も取り上げられると聞いているが、浄化槽の維持管理を適正に確保することが課題となっている。本セミナーで新しい技術や施策などが発表され、さらなる普及の契機となれば」と期待を述べた。

このあとは環境省浄化槽推進室の沼田正樹室長が「これからの大切な課題」、鳥取県の清水広明水環境保全課長が「鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会の取組」、常葉大学の小川浩名譽教授が「地域に適した浄化

槽システムと概成後の課題」、(一社)全国浄化槽団体連合会の平川さくら主査が「能登半島地震災害対応と避難所トイレスистем」についてそれぞれ講演した。

このうち沼田室長は、浄化槽の優れた特徴に触れつつ、設置状況や集合処理から個別処理に見直した事例を紹介した。一方で、単独処理浄化槽の合併転換、適正な維持管理確保など浄化槽にも課題は多く、沼田室長は少人数高齢世帯への維持管理費支援、浄化槽台帳システムの整備、特定既存単独処理浄化槽の措置促進といった近年の施策を説明した。

また清水課長は、改正浄化槽法に基づく法定協議会「鳥取県浄化槽整備及び適正管理推進協議会」の取り組みを説明した。

講演後は浄化槽整備に係る様々な質疑応答が行われ、閉会に当たって(公社)香川県浄化槽協会の山条忠文会長は「本日は浄化槽について理解を深めていただいたが、生活環境、公衆衛生、財政の観点から浄化槽を推進していただければ幸い。私どもも浄化槽の法定検査等、全力を尽くしてまいりたい」と挨拶した。



浄化槽トップセミナー香川の様子

能登半島災害復旧支援シンポに全国から300名 し尿処理や浄化槽復旧について議論深める

全淨連

(一社)全国浄化槽団体連合会(全淨連)は2月21日、富山市の富山県市町村会館で「能登半島地震・豪雨災害の復旧支援シンポジウム」を開催した。能登半島の復旧はいまだ道半ばだが、発災直後から発生したし尿処理問題、浄化槽の被害状況等については災害支援活動を通じて明らかになりつつある。シンポジウムではこうした知見を共有するとともに、今後の災害や復旧支援で必要な対策について、全国から参加した約300名(リモート参加含む)と議論を深めた。

冒頭で全淨連の上田勝朗会長は、「能登半島の一連の災害について、今後、同じような災害が発生した際、少しでも被災者の苦労が軽減されるよう議論する場を設けたいと多くの方に呼びかけこのシンポジウムが実現した。皆様の地元における災害対策について見直す機会となれば幸い」と挨拶した。

次いで来賓出席した環境省の沼田正樹浄化槽推進室長は、「私自身も発災直後から仮設トイレ、し尿処理の支援、被災浄化槽の復旧体制などさまざまな業務に当たってきた。今後、浄化槽の施工、自治体と関係団体の連携、迅速な被害把握に向け

た浄化槽台帳システムの整備などが必要とされるが、本日のシンポジウムで具体的に掘り下げられることを期待したい」と期待を述べた。

この後は石川県廃棄物事業協同組合の高橋徳信事務局長、全淨連の平川さくら主査の2名から講演が行われた。

このうち高橋事務局長は、能登半島の被災状況と合わせて、1月3日から現地入りした同組合の支援活動を取り上げた。激しい道路渋滞によって現地着は夜間、以降の支援活動も燃料切れ、道路陥没によるスタッフ、携帯電話が使えず現在位置を見失うなど苦難の連続であったことを説明した。

また仮設トイレについては、トイレカー等、快適な災害トイレの必要性を訴えるとともに、し尿収集等の維持管理上の課題も挙げた。その際、他の業界団体・全国環整連も現地入りしたことなどを取り上げつつ、改めて平時からの行政、業界の連携が重要と強調した。

平川主査は全淨連が環境省の受託事業として実施した浄化槽被害調査や、復旧に向けた浄化槽コールセンターの稼働状況、相談の中で浮き彫りになった浄化槽の課題を説明した。

この後は「能登半島地震災害復旧支援で感じたこと、今後の対策」をテーマにパネルディスカッションを行った。パネリストは講演から引き続き高橋事務局長、さらに全淨連の昇広文常務理事、(一社)日本環境保全協会の廣瀬淳副会長、(公社)石川県浄化槽協会の高木裕美事務局長、(公社)富山県浄化槽協会の江本隆雄検査課長(元)が参加。それぞれの立場から災害時のし尿処理対策、支援のあり方、防災・減災に向けた施工条件の見直し等について意見交換した。



シンポジウムの様子
(リモートでも多数の参加があった)

令和5年度浄化槽設置基数745万基で6.1万基減

11条検査受検率49.8%で向上が課題

環境省

環境省は3月7日、令和5年度における浄化槽設置基数は745万5648基（対前年度比6万1216基減）と発表した。平成23年度以来の大幅減で、内訳は合併処理浄化槽が409万8165基（同7万4953基増）、単独処理浄化槽が335万7483基（13万6169基減）と、単独処理浄化槽の減少分による影響が大きかった。また浄化槽法に基づく法定検査の受検率は、使用開始後3～5カ月以内に行う7条検査が97.4%（同2.7ポイント増）と過去17年間90%以上をおおむね維持（平成24年のみ89.7%）し、年1回行う11条検査は49.8%（同1.6ポイント増）、合併処理浄化槽のみに限ると66.4%（同0.8ポイント増）だった。

浄化槽設置基数は、平成12年に生活排水が処理できない単独処理浄化槽（単独槽）の新設が禁止されてから、合併処理浄化槽（合併槽）の設置基数のみ伸びている。そのため令和元年度に初めて合併槽の設置基数が単独槽を上回り、同5年度で総設置基数に占める合併槽の割合は55%となった。

ただし単独槽の減少分が、合併槽の設置基数増加分を上回っているため、総設置基数としては年々減少傾向にある。単独処理浄化槽が減少する要因について、環境省が別に行った調査によると、集合処理への切り替えが2万9748基、合併転換によるものが1万322基、家屋等の廃止が8671基だった。全国的に集合処理から個別処理への見直しが進む中、2万9748基もの単独処理浄化槽が合併転換でなく、下水道等に接続されたことになる。

またその他、台帳整理や二重登録の解消等による単独処理浄化槽の減少分は12万4344基だった（廃止基数の確認のみを目的とした調査で総設置基数の増減とは一致しない）。

また設置基数を都道府県別に見た場合、設置基数が最も多いのは愛知県で54万8791基（合併のみ23万9129基）、次いで埼玉県が47万3776基（同25万1255基）、静岡県が46万3315基（同20万9656基）、千葉県が44万5066基（同25万7278基）、鹿児島県が32万4106基（同22万2440基）だった。

このうち千葉県は設置基数で例年トップだったが、単独処理浄化槽が令和4年度比9万2180基減と大幅に減少したため全国で4番目となった。

また設置基数に占める合併槽の割合は、岩手県が最も高く94.0%（設置基数5万5725基）で、次いで長野県が85.8%（同7万4284基）、長崎県が83.7%（同6万7398基）と80%を上回っている。

合併処理浄化槽の新設基数は愛知県が6593基、千葉県が6573基、静岡県が5857基、埼玉県が5429基、鹿児島県が5264基、群馬県が4058基、茨城県が3944基と多い。

また浄化槽の適正な施工および維持管理を担保する法定検査受検率は、7条検査は90%以上を確保した都道府県がほとんどで、秋田県が73.5%、神奈川県が74.2%、京都府が78.1%と一部低い府県が見られた。

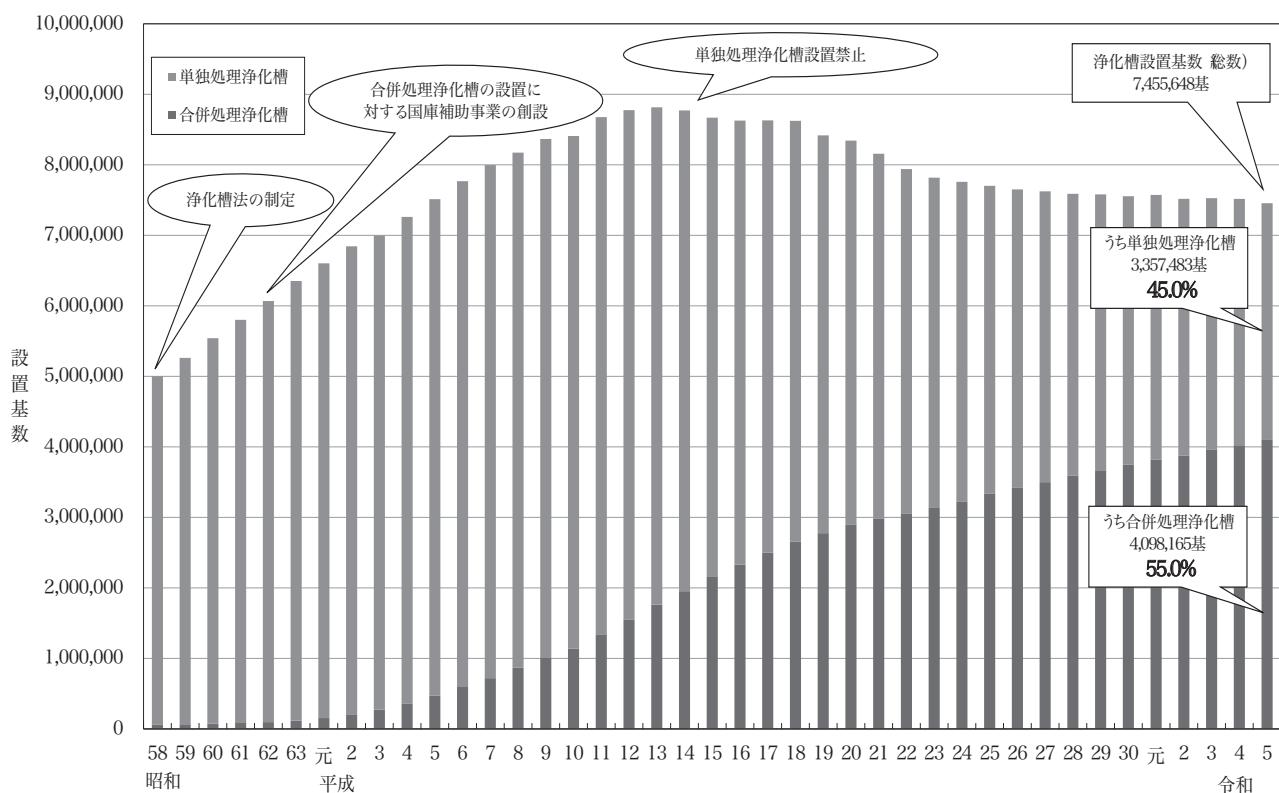
11条検査は地域差が大きく、90%以上は岐阜県、岡山県、宮城県、岩手県の4県、反対に20%未満と著しく低いのは沖縄県、大阪府、神奈川県、千葉県、山梨県の5府県だった。これらを平均化したのが全国平均49.8%であり、向上させるには浄化槽台帳の整備等を通じた低い都道府県に対する重点的な対策が求められている。また合併処理浄化槽の方が受検率が高い傾向があるため、特定既存単独処理浄化槽の措置促進も有効な手立てと考えられそうだ。

令和5年度における都道府県別浄化槽の設置状況等

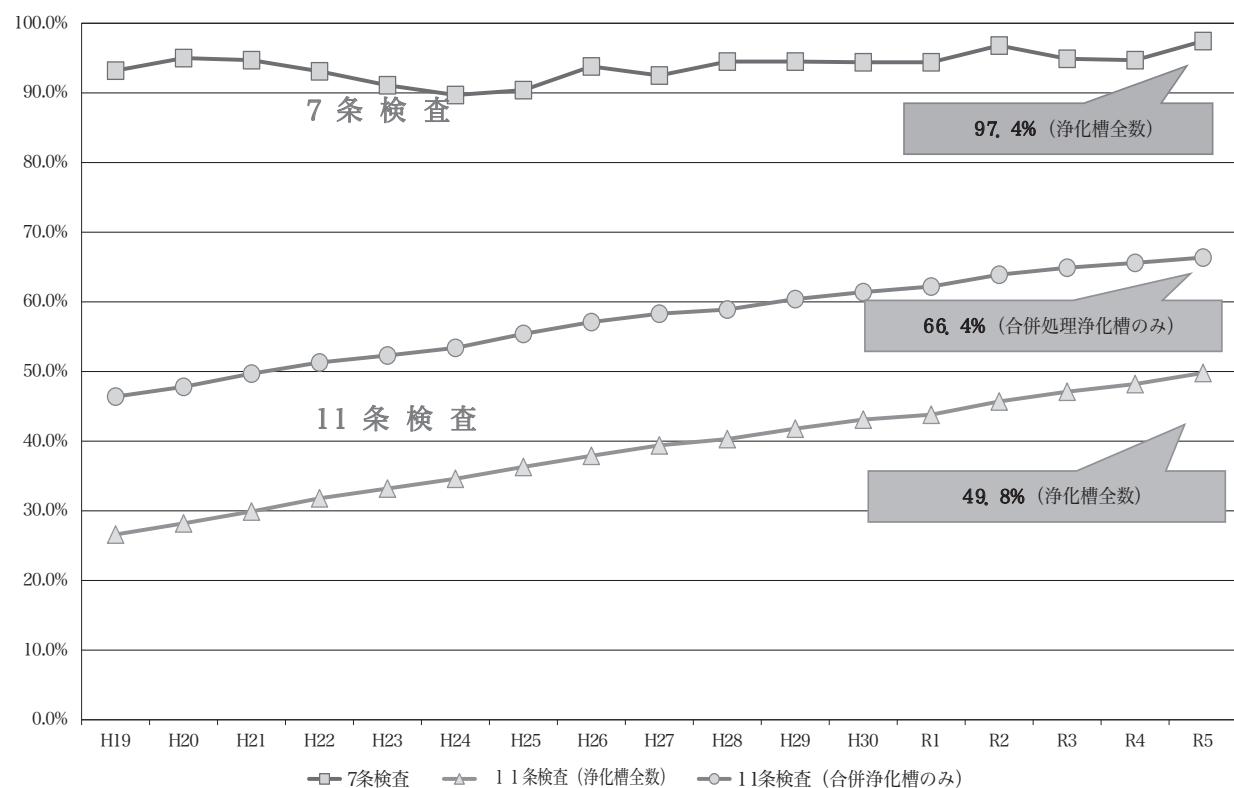
都道府県名	全 数	設 置 基 数		新 設 基 数		受検率 (7条検査)	受検率 (11条検査)		
		単独処理 浄化槽	合併処理浄化槽	全 数	高度処理型 割合		全 数	高度処理型 割合	
北海道	76,386	17,495	58,891	32.4%	1,107	66.2%	100%*	77.6%	
青森県	115,519	67,074	48,445	4.2%	1,024	71.6%	100%*	48.0%	
岩手県	59,280	3,555	55,725	48.4%	946	92.9%	97.9%	91.0%	
宮城県	77,643	19,945	57,698	31.4%	958	56.2%	100.0%	92.1%	
秋田県	71,660	26,329	45,331	31.6%	654	63.3%	73.5%	63.1%	
山形県	65,600	30,742	34,858	27.6%	385	63.6%	100%*	78.5%	
福島県	279,657	145,548	134,109	48.4%	2,592	98.3%	88.2%	35.3%	
茨城県	273,077	89,125	183,952	41.4%	3,944	99.4%	98.2%	50.1%	
栃木県	163,221	49,356	113,865	36.4%	1,919	99.6%	100.0%	75.5%	
群馬県	304,316	154,545	149,771	54.7%	4,058	99.2%	100%*	80.3%	
埼玉県	473,776	222,521	251,255	20.9%	5,429	95.4%	89.1%	24.0%	
千葉県	445,066	187,788	257,278	40.6%	6,573	96.9%	78.1%	18.1%	
東京都	16,946	8,196	8,750	54.5%	143	99.3%	87.8%	30.1%	
神奈川県	133,787	88,560	45,227	29.5%	925	69.2%	74.2%	17.6%	
新潟県	183,776	123,289	60,487	32.5%	1,261	77.3%	90.7%	70.4%	
富山県	38,700	25,715	12,985	0.0%	201	96.0%	100.0%	42.4%	
石川県	50,239	26,515	23,724	34.8%	394	82.0%	100.0%	41.8%	
福井県	34,777	18,662	16,115	35.5%	167	96.4%	100.0%	56.5%	
山梨県	123,000	71,138	51,862	33.2%	1,109	98.5%	96.7%	18.5%	
長野県	86,531	12,247	74,284	12.3%	1,191	37.4%	100%*	75.6%	
岐阜県	177,070	92,106	84,964	41.1%	1,298	98.3%	100.0%	96.5%	
静岡県	463,315	253,659	209,656	13.2%	5,857	22.2%	94.1%	37.7%	
愛知県	548,791	309,662	239,129	41.6%	6,593	75.3%	91.2%	28.2%	
三重県	225,310	97,346	127,964	39.7%	2,230	97.9%	99.7%	40.3%	
滋賀県	27,649	9,318	18,331	10.2%	197	43.7%	100.0%	56.3%	
京都府	34,127	11,045	23,082	20.2%	301	68.1%	78.3%	50.3%	
大阪府	98,611	52,506	46,105	35.9%	789	97.3%	94.6%	15.6%	
兵庫県	80,186	34,156	46,030	25.0%	664	21.4%	100%*	66.7%	
奈良県	98,228	64,005	34,223	39.4%	663	97.7%	100.0%	21.6%	
和歌山県	211,262	97,993	113,269	26.1%	2,421	64.2%	100%*	43.7%	
鳥取県	24,502	12,391	12,111	25.9%	258	93.8%	79.2%	60.0%	
島根県	70,771	30,809	39,962	34.1%	751	98.1%	100.0%	82.4%	
岡山県	167,071	53,218	113,853	31.5%	2,089	58.0%	100.0%	92.8%	
広島県	175,261	67,296	107,965	29.1%	2,435	64.8%	100.0%	74.7%	
山口県	122,599	50,051	72,548	29.6%	1,327	99.6%	90.4%	57.4%	
徳島県	205,506	123,586	81,920	41.8%	2,154	98.3%	100.0%	62.4%	
香川県	179,078	79,995	99,083	47.6%	2,475	98.5%	100.0%	56.9%	
愛媛県	180,314	89,738	90,576	45.1%	1,763	98.3%	100.0%	38.4%	
高知県	106,631	40,805	65,826	44.1%	1,349	93.4%	100%*	57.9%	
福岡県	184,141	40,999	143,142	38.0%	3,332	69.2%	100.0%	75.8%	
佐賀県	58,800	16,410	42,390	48.7%	1,147	87.0%	100.0%	82.2%	
長崎県	80,542	13,144	67,398	50.4%	1,849	99.4%	100%*	88.1%	
熊本県	144,781	51,008	93,773	46.8%	1,825	97.8%	100.0%	68.7%	
大分県	155,011	63,412	91,599	39.5%	2,538	67.2%	100.0%	45.0%	
宮崎県	143,824	58,628	85,196	45.8%	2,134	97.7%	100.0%	59.3%	
鹿児島県	324,106	101,666	222,440	40.3%	5,264	99.1%	99.9%	52.6%	
沖縄県	95,204	54,186	41,018	44.0%	1,772	91.1%	100.0%	10.3%	
合 計	7,455,648	3,357,483	4,098,165	35.9%	90,455	82.7%	97.4%	49.8%	
								66.4%	

注) *は検査対象件数が推計のため100%超となっている場合を示す。

浄化槽の設置基数の推移



法定検査受検率の推移



法改正や予算、指針改定など浄化槽行政の動向説明

令和6年度浄化槽行政担当者会議をオンライン開催

環境省

環境省浄化槽推進室は3月25日、令和6年度第2回全国浄化槽担当者会議をオンライン開催した。全国都道府県等の担当者を対象に、浄化槽行政の課題、今後の方針等について周知することを趣旨とした会議だが、今回は自民・公明党の議連が進める浄化槽法改正の動きを踏まえた令和7年度予算案や、特定既存単独処理浄化槽に係る指針など、浄化槽台帳システムの整備、維持管理の適正化、単独処理浄化槽の合併転換に係る予算制度が重点的に取り上げられた。

会議で議題となったのは「令和7年度予算案」「特定既存単独処理浄化槽(特定既存単独)の措置に関する指針改定、浄化槽法施行規則改正」「維持管理に関する指導・助言マニュアル、維持管理情報収集・活用に関するデジタル化事例集」「浄化槽法改正に向けた動き」「その他」の5項目だった。

まず令和7年度予算案では、会議の後段で触れる特定既存単独の措置促進を見据え、少人数高齢世帯向けの合併転換に係る新たな財政支援を行うとした。また既設合併処理浄化槽についても老朽化が進みつつあることから、防災・減災の観点から合併から合併への更新、令和6年能登半島地震で被災した個人設置型浄化槽の災害復旧に対する支援を行うこととした。

一方、浄化槽の設置状況把握、適正な普及を図る観点から、循環型社会形成推進交付金により整備される浄化槽は、電子化台帳に記録し、必要な場合に維持管理の指導等が行えることを要件に追加することとした。

また国土交通省が「下水道広域化推進総合事業」を拡充し、下水道から浄化槽に転換する

場合、下水道管等の撤去等に必要な費用を支援対象に追加したと情報提供した。

台帳活用し維持管理適正化や合併転換推進

特定既存単独に係る指針改定については、昨年8月に浄化槽法施行状況点検検討会が取りまとめを行い、従来は抽象的な面があった判定基準の改定、さらに11条検査や保守点検・清掃の情報を活用して特定既存単独の判定および合併転換等の措置促進を図ることが位置づけられている。これによって令和6年度中の判定指針の改定、保守点検・清掃の情報収集義務化、報告様式の標準化などを検討する方針が固まり、会議ではその対応状況が報告された。

指針は漏水があった場合は特定既存と判定するなどの基準設定を行い、判定増加が見込まれる特定既存単独への支援は、7年度予算案で少人数高齢世帯へ上乗せ補助を行うことを再度説明した。

また保守点検・清掃の情報収集によって充実する浄化槽台帳システムは、維持管理に関する指導・助言マニュアルを6年度内に作成し、維持管理の適正化、特定既存単独のさらなる判定促進に用いる方針とした。

浄化槽法改正で制度化、設備士研修制度も

浄化槽法改正に向けた動きは、自民党浄化槽推進議員連盟、公明党浄化槽整備推進議員懇話会が令和7年通常国会を年頭に進めるもので、これまで挙げてきた取り組みの中核と

なる。

会議では法改正の内容として、浄化槽台帳システムを活用した都道府県から浄化槽管理者への「維持管理義務通知」制度の創設、保守点検・清掃の実施状況報告義務化、特定既存単独の措置促進に向けた指定検査機関の機能強化と、さらに従来は明確な規定が設けられていなかった「無届浄化槽に対する指導権限」、浄化槽の適正な施工にむけた「浄化槽設備士の定期研修制度」が盛り込まれていると説明した。今国会で成立すれば、施行時期は令和8年10月以降が見込まれる。

各議題の説明後は質疑応答が行われ、閉会にあたり沼田正樹室長は「令和6年度は浄化槽行政にとって非常に大きな動きのある一年だった。能登半島地震、総務省による浄化槽法施行状況に係る勧告、さまざまな課題が浮き彫りになる中、環境省としても浄化槽法施行状況点検検討会での議論を踏まえながら対応策を検討し、予算制度の強化等を行った。

また維持管理に関する指導・助言マニュアル、事例集の作成なども実施したところ。しかしこうした取り組みで終わりというわけではなく、ここから先の1年、2年がこれまで以上に動きの大きい年になるだろうと考えている。先ほど触れた議員連盟における浄化槽法の改正も、実現すれば清掃・保守点検実施状況の報告義務化など現場での作業、情報の流れが抜本的に変わる。議員立法ではあるが、環境省としてもしっかり注視しながら、現場や地方公共団体の声を受け止めつつ必要な対応を検討してまいりたい」とまとめた。

- 自民党浄化槽推進議員連盟及び公明党浄化槽整備推進議員懇話会において、令和7年通常国会を念頭に、浄化槽法改正を目指す旨の決議。（令和6年6月14日）

＜浄化槽法改正案の概要（議連資料から抜粋）＞

1. 都道府県から浄化槽管理者への「維持管理義務通知」制度の創設

法に定める維持管理義務（保守点検・清掃・法定検査）を履行していない浄化槽管理者に対し、維持管理義務が不履行であることを都道府県知事から通知する制度を設ける。通知に係る事務は外部機関への委託を可能とする。

2. 保守点検・清掃の実施状況の報告義務化

都道府県知事が1.の通知を的確に実施できるようにするために、保守点検・清掃の実施状況について、浄化槽保守点検業者は都道府県知事へ、浄化槽清掃業者は市町村長への報告を義務化。電子的方法による報告を原則とする他、条例等による報告との調整規定を設ける。

3. 指定検査機関の機能強化

指定検査機関の専門的能力の活用を図るため、特定既存単独処理浄化槽に対する助言・指導等の措置に関する事務を指定検査機関に行わせることができる規定を設ける。

4. 無届浄化槽に対する指導権限の創設

設置届を提出していない浄化槽の管理者に対して、都道府県知事が設置届の提出等の必要な措置を講じるよう指導できる規定を設ける。

5. 浄化槽設備士の定期研修制度

浄化槽設備士の技術力向上を図るため、浄化槽設備士の定期研修制度を設ける。

浄化槽行政担当者会議で説明のあった浄化槽法改正案の概要

特定既存単独処理浄化槽に係る措置指針を改定

漏水や内部設備の欠落、井戸の存在等、判定フローを提示

環境省

環境省は3月31日、新たな「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」を公表した。大きな変更点は特定既存単独処理浄化槽(以下、特定既存単独)の判定フローを示したこと。漏水が認められた場合は特定既存単独と判定。また漏水がなかったとしても、内部設備の欠落等によって処理機能に問題が発生し、水質や臭気等の影響、その他、30m以内に井戸が存在する場合も特定既存単独と判定することを明示した。

特定既存単独とは「放置すれば生活環境の保全および公衆衛生上重大な支障が生ずる恐れ」のある単独処理浄化槽のこと。令和元年の改正浄化槽法で規定された。当該浄化槽に該当すれば除却(合併転換または下水道接続)等の助言、指導、勧告、命令が可能となるが、強い公権力行使の規定が定められた一方で、その基準が抽象的であることから総務省行政評価局より定量的基準の設定等によって措置促進を図るよう環境省に対して勧告がなされていた。

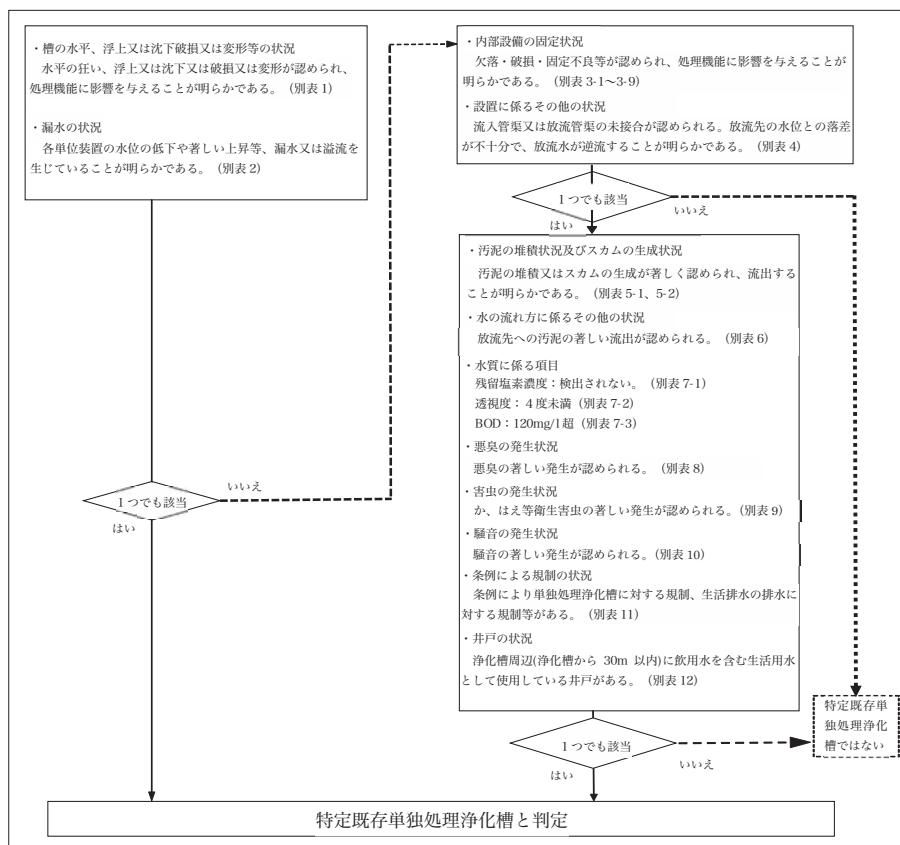
新たな指針は判定基準の明確化の他、法定検査結果を活用して特定既存単独に該当し得る単独処理浄化槽を把握することや、判定された場合は原則として合併転換を働きかけること。補修等による改善は、軽微な作業で改善可能な場合や、他の箇所での破損や漏水、変形がな

く、再発が見込まれない形で補修できる場合であることなどを盛り込んだ。

また特定既存単独と判定された場合の合併転換は、「浄化槽管理者の負担軽減や合併処理浄化槽の普及促進の観点から、環境省の予算制度を積極的に活用して、浄化槽整備区域における合併処理浄化槽への転換を優先的に行うことが望ましい」ととも新たに盛り込んだ。

一方、指針の改定に当たって実施したパブリックコメントでは、負担が増加する指定検査機関への支援、休止状態にある単独処理浄化槽の取り扱い、法定検査未受検浄化槽との公平性、予算のさらなる積極活用、補修可能な範囲など、14者から72件と多岐にわたる意見、質問が寄せられた。

特定既存単独処理浄化槽の判定フロー



令和6年浄化槽海外設置基数は8761基と大幅増 アメリカ、オーストラリアでの設置が加速

JSA

(一社)浄化槽システム協会(JSA)の調べによると、令和6年に海外に設置された浄化槽は8761基(前年比3431基増)で、累計設置基数は6万4272基に達したことが分かった。アメリカ、オーストラリア、インド、ミャンマーなどが大きく増加。中国も再び増加に転じ始めた。

令和6年の実績の内訳は、アメリカが5629基、イギリスが3基、インドが300基、インドネシアが66基、ウズベキスタンが3基、オーストラリアが1934基、オマーンが119基、サウジアラビアが1基、ザンビアが2基、スリランカが241基、タイが3基、中国が242基、ドイツが66基、パラオが1基、バングラデシュが25基、フィリピンが5基、ベトナムが11基、ミクロネシア

が2基、ミャンマーが87基、モルディブが3基、ヨルダンが15基、ラオスが3基だった。

前年比で3000基超の増加となったことで、先進国を中心に設置基数が増加するとともに、ミクロネシアなど新たな国にも設置が進んだ。

また設置先の建築用途は住宅、店舗がほとんどだが、インドやウズベキスタン、ザンビア、バングラデシュではオフィスや公共・商業施設、工場等、パラオでは商業施設、ベトナムでは工場や畜産場、ミクロネシア、ラオスでは学校への設置が進んだ。

同調査は、JSA の会員からのヒアリングに基づくもので、日本から輸出した浄化槽(ノックダウン方式を含む)、または自社の海外工場で生産した浄化槽の基数をカウントしている。

浄化槽海外設置実績



一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 「水環境保全助成事業」

2025 年度 募集要項

「水環境保全助成事業」は、水環境の保全を図るため、浄化槽の普及啓発および地域の水環境保全活動などを積極的に実践する団体及び個人の事業活動に対して、下記の助成を行います。

1. 事業の目的

この事業は水環境の保全を図るため、浄化槽の普及啓発や地域の水環境保全活動などを積極的に実践する団体及び個人を対象に、活動資金の一部を助成することを通じて、活動が活性化し、また、活動の輪が拡大し、継続していくことを目的とします。

2. 助成の対象となる事業

助成の対象は、日本国内における自発的で継続的な浄化槽の普及啓発や、地域における水環境保全などの活動（業として行う活動は除く）で、次のような形態の活動が考えられます、これはあくまで例示です。

※継続事業でも、前年度事業と内容が重複するものについては、条件が付与される可能性があります。

- (1) 浄化槽の一般市民向け、全国及び都道府県並びに市町村規模の普及啓発活動
(環境講座・教室等の開催、ビデオの作成、パンフレットの作成、教育教材の作成、啓発用ブース等設営)
 - ・ 一般市民を対象とし、浄化槽等による生活排水対策の啓発効果が十分期待出来、広報資料・図書等の配布方法が適切であること。
- (2) 水環境保全の実践活動（河川および水質汚濁原等の観察会、浄化槽等による生活排水処理の効果等）
 - ・ 一般市民の協力・参加が得られ、浄化槽等による水質汚濁対策の重要性・効果が十分に期待出来ること。
- (3) 水環境調査活動（水生生物の調査、水質等の調査分析および生活排水処理の実状等の情報収集・提供等）
 - ・ 学生・生徒や一般市民の参加が得られ、浄化槽等による生活排水対策の啓発に資する内容であること。
- (4) その他
 - ・ 対象となる地域の浄化槽の普及状況を報告書に含めること。
 - ・ 事業の目的に該当しないと判断された申請については、助成対象外とする。
 - ・ 申請時に提出された書類の返却はいたしません。

3. 助成申請者の要件

日本国内において、浄化槽の普及啓発や地域の水環境保全活動を行う営利を目的としない団体及び個人とします。

(ただし、一般社団法人全国浄化槽団体連合会会員団体は申請不可。)
・団体は、主として一般市民から構成されていること。

4. 助成金額

1活動（同一年度内1申請者1活動に限る）あたりの助成金額は、事業総額に対しての

補助率を原則 1/2 以下とし 20 万円を上限とします。なお、当該活動の事業費総額が 20 万円に満たない場合は活動費総額の 1/2 を上限とします。当助成事業の総額は 1 年あたり 300 万円までとします。

5. 助成金の使途

助成金の使途は、活動に直接必要な次の経費であって、常勤的職員の人事費・飲食費及び事務所維持・管理のための経費は含まれません。

[1] 謝金 [2] 旅費 [3] 印刷製本費 [4] 通信運搬費 [5] 借料・損料

[6] 消耗品費・材料費 [7] 賃金 [8] 事務管理費

なお、[3] [5] [6] に該当するもので 5 万円以上のものについては、申請時に見積書の提出が必要です。

6. 助成対象活動の期間

助成対象となる活動は、4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までの期間に実施される活動とします。

※ ただし、交付決定前に実施された活動であっても、審査委員会で承認されない場合には助成対象外となりますので、念のため申し添えます。

7. 助成金の申請・交付決定日

毎年の助成金の募集・申請は 4 月 1 日～6 月 30 日とします。交付決定は 6 月 30 日以降 1 ヶ月以内とします。

※ 上記の期日は、予定であり諸事情により変更することがあります。

※ 申請書の提出は、募集期間最終日の消印有効です。

8. 助成対象者の義務

(1) 助成対象者は、一般社団法人 全国浄化槽団体連合会と助成に関する契約を締結し、これに基づき助成活動の終了後に、当該活動の経過・結果及び会計についての報告書及び成果物を提出して下さい。

※ 報告書には、申請時に提出していただいた実施計画がどのように実行されたか、当該活動の実施日時及び参加人数等の詳細も記載して下さい。

※ 当該活動等の結果は、当連合会ホームページ等において公開しますので、報告書の電子ファイル (PDF 等) も提出して下さい。

※ 会計報告には、領収書 (コピー可) を添付して下さい。

(2) 一般社団法人 全国浄化槽団体連合会から助成を受けた旨を、当該活動 (講習会等の会場、印刷物、報告書等) において明示して下さい。

9. 助成対象者の決定

助成対象者の決定は、水環境保全助成事業審査委員会において、書類審査により決定します。なお、助成額については、申請額・活動内容等を勘案して決定します。

10. 助成対象者選考結果の発表

助成対象者の選考結果は、申請者に文書により通知します。

なお、選考に関わる問い合わせには、事前・事後に関わらず一切応じることは出来ません。

助成事業申請のフォームは全浄連ホームページに掲載しています。

<http://www.zenjohren.or.jp/mizukankyouhozen.htm>

申請受付期間
令和7年
4月1日
▼
5月20日

試験日
令和7年

7/13
(日)

令和7年 淨化槽 設備士試験

試験地

宮城県・東京都・愛知県・大阪府・福岡県

受験資格

次のA、B、Cのいずれかに該当する者（詳細はHPでご確認ください。）

- A. 学歴と必要な実務経験年数のある者。（実務経験8年以上の者は学歴不問）
- B. 建設業法による1級または2級管工事施工管理技術検定に合格した者。
- C. 職業能力開発促進法（旧職業訓練法）による技能検定のうち、検定職種を1級または2級配管（建築配管作業）とするものに合格した者。

※ただし、平成16年度以降に2級配管（建築配管作業）に合格した者にあっては、同種目に関し4年以上の実務経験を有する者。

受験手数料

31,700円（非課税）

受付方法

オンライン申請

※申請にはメールアドレスが必要です

試験の詳細は
こちらから

オンライン申請
受付フォーム



公益財団法人
日本環境整備教育センター

〒130-0024 東京都墨田区菊川2-23-3
<https://www.jeces.or.jp/>
☎03-3635-4881（試験担当）



令和7年度 淨化槽管理士講習・浄化槽設備士講習 および各種講習会のご案内

公益財団法人 日本環境整備教育センター

令和7年度実施の各種講習会の開催についてお知らせいたします。

講習会の受講を希望される方は、各受付機関までご連絡ください。

また、当教育センターホームページでも詳しくご覧になれます。

1. 浄化槽管理士講習（対面講習）

講習地	講習期間	オンライン申請受付期間	オンライン申請受付機関	講習地事務局
愛知県	令和7年 11/10（月）～11/22（土）	令和7年 9/29（月）～10/6（月）		一般社団法人愛知県浄化槽協会 〒453-0017名古屋市中村区則武本通1-31 Tel 052-481-7200 フジコミュニティセンター Tel 052-481-5541
大阪府	令和7年 8/18（月）～8/30（土）	令和7年 7/7（月）～7/14（月）	公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 Tel 03-3635-4882	一般社団法人大阪府環境水質指導協会 〒591-8032堺市北区百舌鳥梅町1-24-3 Tel 072-256-1056 (講習会場) P L P会館 Tel 06-6351-5860
福岡県	令和7年 9/1（月）～9/13（土）	令和7年 7/22（火）～7/28（月）		一般社団法人福岡県浄化槽協会 〒811-2412糟屋郡篠栗町大字乙犬966-7 Tel 092-947-1800 (講習会場) 福岡生活衛生食品会館 Tel 092-651-5553

※受講資格・・・学歴、実務経験等の資格の要件はありません。

受講料・・・153,400円（浄化槽設備士資格取得者で受講一部免除選択の方は、142,100円）

申請方法・・・公益財団法人日本環境整備教育センターのホームページからオンライン申請すること。

2. 浄化槽管理士講習（オンライン講習）

開催地	講習期間	考査日	オンライン申請受付期間	オンライン申請受付機関	開催地事務局		
宮城県	短期 7/9（水）～7/22（火）	令和7年 7/29（火）	令和7年 4/16（水）～4/22（火）		公益社団法人宮城県生活環境事業協会 〒983-0035仙台市宮城野区日の出町2-5-15 Tel 022-783-8070 (考査会場) ショーケー本館ビル Tel 022-266-2784		
	中期 6/4（水）～7/22（火）						
	長期 5/7（水）～7/22（火）						
東京都	短期 7/15（火）～7/28（月）	令和7年 8/4（月）	令和7年 4/22（火）～4/28（月）	公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024墨田区菊川2-23-3 Tel 03-3635-4882 (考査会場) 公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024墨田区菊川2-23-3 Tel 03-3635-4882	公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024墨田区菊川2-23-3 Tel 03-3635-4882 (考査会場) 公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024墨田区菊川2-23-3 Tel 03-3635-4882		
	中期 6/10（火）～7/28（月）						
	長期 5/13（火）～7/28（月）						
	短期 1/21（水）～2/3（火）	令和8年 2/10（火）	令和7年 10/29（水）～11/4（火）				
	中期 12/17（水）～2/3（火）						
	長期 11/19（水）～2/3（火）						
	短期 2/26（木）～3/11（水）	令和8年 3/18（水）	令和7年 12/4（木）～12/10（水）				
	中期 1/22（木）～3/11（水）						
	長期 12/25（木）～3/11（水）						
	短期 9/16（火）～9/29（月）	令和7年 10/6（月）	令和7年 6/24（火）～6/30（月）				
	中期 8/12（火）～9/29（月）						
	長期 7/15（火）～9/29（月）						
大阪府	短期 11/13（木）～11/26（水）	令和7年 12/3（水）	令和7年 8/21（木）～8/27（水）	一般社団法人大阪府環境水質指導協会 〒591-8032堺市北区百舌鳥梅町1-24-3 Tel 072-256-1056 (考査会場) P L P会館 Tel 06-6351-5860	一般社団法人大阪府環境水質指導協会 〒591-8032堺市北区百舌鳥梅町1-24-3 Tel 072-256-1056 (考査会場) P L P会館 Tel 06-6351-5860		
	中期 10/9（木）～11/26（水）						
	長期 9/11（木）～11/26（水）						

福岡県	短期 令和8年 1/7 (水) ~ 1/20 (火)	令和8年 1/27 (火)	令和7年 10/14 (火) ~ 10/20 (月)	一般財団法人福岡県浄化槽協会 〒811-2412糟屋郡篠栗町大字乙犬966-7 Tel. 092-947-1800 (考査会場) 福岡生活衛生食品会館 Tel. 092-651-5553
	中期 令和7年 12/3 (水) ~ 1/20 (火)			
	長期 令和7年 11/5 (水) ~ 1/20 (火)			

※受講資格・・・学歴、実務経験等の資格の要件はありません。

受講料・・・153,400円（浄化槽設備士資格取得者で受講一部免除選択の方は、142,100円）

申請方法・・・公益財団法人日本環境整備教育センターのホームページからオンライン申請すること。

3. 浄化槽設備士講習（オンライン講習）

開催地	講習期間	効果評定日	オンライン申請受付期間	オンライン申請受付機関	開催地事務局
東京都	令和7年 5/14 (水) ~ 7/1 (火)	令和7年 7/8 (火)	令和7年 4/22 (火) ~ 4/28 (月)	公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024墨田区菊川2-23-3 Tel. 03-3635-4882 (効果評定会場) 公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 Tel. 03-3635-4882	公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024墨田区菊川2-23-3 Tel. 03-3635-4882 (効果評定会場) 公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 Tel. 03-3635-4882
	令和7年 6/13 (金) ~ 7/31 (木)	令和7年 8/7 (木)	令和7年 5/23 (金) ~ 5/29 (木)		
	令和7年 10/22 (水) ~ 12/9 (火)	令和7年 12/16 (火)	令和7年 10/1 (水) ~ 10/7 (火)		
大阪府	令和7年 8/15 (金) ~ 10/2 (木)	令和7年 10/9 (木)	令和7年 7/25 (金) ~ 7/31 (木)		一般社団法人大阪府環境水質指導協会 〒591-8032堺市北区百舌鳥梅町1-24-3 Tel. 072-256-1056 (効果評定会場) P L P会館 Tel. 06-6351-5860
福岡県	令和7年 10/2 (木) ~ 11/19 (水)	令和7年 11/26 (水)	令和7年 9/11 (木) ~ 9/17 (水)		一般財団法人福岡県浄化槽協会 〒811-2412糟屋郡篠栗町大字乙犬966-7 Tel. 092-947-1800 (効果評定会場) 福岡生活衛生食品会館 Tel. 092-651-5553

※受講資格・・・1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有する者。

受講料・・・133,100円（浄化槽管理士資格取得者で受講一部免除選択の方は、125,400円）

申請方法・・・公益財団法人日本環境整備教育センターのホームページからオンライン申請すること。

4. 浄化槽技術管理者講習会

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
宮城県	令和7年 12/10 (水) ~ 12/12 (金)	令和7年 10/27 (月) ~ 11/7 (金)	公益社団法人宮城県生活環境事業協会 〒983-0035 仙台市宮城野区日の出町2-5-15 Tel. 022-783-8070	ホテルクレセント Tel. 022-397-3111
東京都	令和7年 8/20 (水) ~ 8/22 (金)	令和7年 7/7 (月) ~ 7/18 (金)	公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 Tel. 03-3635-4882	公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 Tel. 03-3635-4882
愛知県	令和7年 7/30 (水) ~ 8/1 (金)	令和7年 6/16 (月) ~ 6/27 (金)	一般社団法人愛知県浄化槽協会 〒453-0017 名古屋市中村区則武本通1-31 Tel. 052-481-7200	フジコミュニティセンター Tel. 052-481-5541
大阪府	令和7年 11/11 (火) ~ 11/13 (木)	令和7年 9/29 (月) ~ 10/10 (金)	一般社団法人大阪府環境水質指導協会 〒591-8032 堺市北区百舌鳥梅町1-24-3 Tel. 072-256-1056	P L P会館 Tel. 06-6351-5860
福岡県	令和8年 1/21 (水) ~ 1/23 (金)	令和7年 12/8 (月) ~ 12/19 (金)	一般財団法人福岡県浄化槽協会 〒811-2412 糟屋郡篠栗町大字乙犬966-7 Tel. 092-947-1800	福岡生活衛生食品会館 Tel. 092-651-5553
鹿児島県	令和7年 6/4 (水) ~ 6/6 (金)	令和7年 4/21 (月) ~ 5/2 (金)	一般財団法人鹿児島県環境保全協会 〒890-0073 鹿児島市宇宿2-9-9 Tel. 099-296-9002	公益財団法人鹿児島県環境保全協会 研修室 Tel. 099-296-9002

※受講資格・・・浄化槽管理士の資格を有していること。

受講料・・・56,400円

申請書・・・無料、各講習地の受付機関より入手してください。

5. 浄化槽検査員講習会

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
東京都	令和7年 9/24 (水) ~ 9/30 (火)	令和7年 8/12 (火) ~ 8/22 (金)	公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 Tel. 03-3635-4882	公益財団法人日本環境整備教育センター 〒130-0024 墨田区菊川2-23-3 Tel. 03-3635-4882
	令和8年 1/14 (水) ~ 1/20 (火)	令和7年 12/1 (月) ~ 12/12 (金)		

※受講資格

ア. 浄化槽管理士

イ. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）または旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学、またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者。

ウ. 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く）または旧大学令に基づく大学を卒業した後、2年以上浄化槽に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

エ. 学校教育法に基づく短期大学もしくは高等専門学校または旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学またはこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上浄化槽に関する技術上の実務に従事した経験を有する者。

受講料

- (1)上記「受講資格」に掲げるアに該当する者（初日、2日目免除により3日目から受講）は、94,800円
 (2)上記「受講資格」に掲げるアに該当する者で初日から受講を希望する者とイ、ウ及びエに該当する者は、119,300円
 申請書・・・無料、講習地の受付機関より入手してください。

6. 淨化槽清掃技術者講習会

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
東京都	令和8年 1/27 (火) ~ 2/4 (水)	令和7年 10/6 (月) ~ 10/14 (火)	一般社団法人日本環境保全協会 〒102-0073 千代田区九段北1-10-9 九段VIGASビル Tel:03-3264-7935 全国環境整備事業協同組合連合会 〒100-0014 千代田区永田町2-17-17 アイオス永田町612号室 Tel:03-6453-0607 全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 〒101-0041 千代田区神田須田町1-24 神田AKビル5階B Tel:03-5207-5795	公益財団法人日本環境整備教育センター Tel: 03-3635-4882

※受講資格・・・浄化槽の清掃実務経験年数が、現在（申請時）から過去2年以上であること。

受講料・・・104,200円

申請書・・・無料、各受付機関より入手してください。

7. 淨化槽清掃実務者講習会

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
未定				

※受講資格・・・浄化槽の清掃業務に従事している者であること。

受講料・・・21,600円

申請書・・・無料、各講習地の受付機関より入手してください。

8. コンパクト型浄化槽の清掃の実務に関する講習会

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
未定				

※受講資格・・・浄化槽の清掃業務に従事している者であること。

受講料・・・10,800円

申請書・・・無料、各講習地の受付機関より入手してください。

9. コンパクト型浄化槽の清掃の実務に関する講習会Ⅱ

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
未定				

※受講資格・・・浄化槽の清掃業務に従事している者であること。

受講料・・・17,400円

申請書・・・無料、各講習地の受付機関より入手してください。

10. モアコンパクト型浄化槽に関する講習会Ⅰ

講習地	講習期間	受付期間	受付機関	講習会場
未定				

※受講資格・・・浄化槽関係技術者

受講料・・・10,000円

申請書・・・無料、各講習地の受付機関より入手してください。

2025 年度事業計画

3月25日に開催した2025年第57回理事会において、2025年度事業計画案が承認されました。概要は次のとおりです。

- ◎浄化槽ビジョンの周知徹底及びその実現に向けて
- ◎災害協定の策定

1. 全浄連の新たなる1年へ向けての今年度の主な事業

- (1) 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽の転換のより強力な推進
- (2) 全国の都道府県における協議会の設立
- (3) 浄化槽システムの脱炭素化推進事業の継続とその充実
- (4) 浄化槽台帳整備の更なる推進及び業界全体のデジタル化の推進
- (5) 浄化槽に関する情報の収集、発信（ホームページ・全浄連ニュースの充実）

2. 継続事業

- (1) 機能保証制度事業
- (2) 管理士研修会事業
- (3) 浄化槽設備士研修会
- (4) 環境省委託事業（トップセミナー等）
- (5) 教育センター協力事業
- (6) 水環境保全事業（NPO／学生を対象）
- (7) 出版物事業

3. 今年度、新たに取り組む事業

- (1) 浄化槽コンサル事業
- (2) 浄化槽維持管理記録のDXシステム事業

4. 今後の課題

- (1) 浄化槽の信頼向上（警報装置・設置者とのコミュニケーション）
- (2) 浄化槽の技術向上（ディスポーチャー対応）

5. 全浄連 決議案、要望書について 要望活動の推進

全淨連・会務報告

月 日	摘 要	会 場・訪 問 先
1月 24日	「第5回正副会長会」(Web会議)	全淨連会議室
2月 6日	「第4回事業委員会」(Web会議)	全淨連会議室
2月 17日	「第2回中央保証制度審査委員会」(Web会議)	全淨連会議室
2月 27日	「第4回総務委員会」(Web会議)	全淨連会議室
3月 3日	「第6回正副会長会」(対面会議)	ホテルグランドヒル市ヶ谷
3月 25日	「第57回理事会」(対面・Web併用)	ホテルグランドヒル市ヶ谷
4月 7日	「第1回保守・清掃委員会」(Web会議)	全淨連会議室
4月 16日	「第1回製造・施工委員会」(対面会議)	ホテルグランドヒル市ヶ谷

全淨連関係機関・団体との会議等報告

月 日	摘 要	会 場
1月 9日	日本廃棄物団体連合会 令和7年新年賀詞交換会	ホテルグランドヒル市ヶ谷
1月 15日	全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 新春懇談会	海運クラブ
1月 28日	(一社) 千葉県環境保全センター 令和7年新春賀詞交換会	オーディオ千葉ホテル

ShinMaywa 淨化槽(小型・中型)専用放流ポンプ

VISION WITH INSIGHT

新製品

いいことづくめの e-NORUS

e-ノーラスは電極センサと独自の運転制御の組み合わせで
脱フロートスイッチを実現した、すぐれものです。

特許取得済 特許第5810022号

- ✓ 業界初! 同じポンプで自動交互・同時運転!
- ✓ 設置スペースをよりスマートに!
- ✓ 50Hz/60Hzヘルツフリー! 製品在庫が削減できます!
- ✓ フロート式に比べ更に軽量化! (5.4kg→4.5kg)
- ✓ ケーブル膨潤抑制! 耐塩素ケーブルを標準装備!



新明和工業株式会社

新明和 <http://www.shinmaywa.co.jp>

流体事業部
営業本部 〒230-0003 横浜市鶴見区戸手3丁目2-43 ☎(045)575-9845
流体事業部
(機器担当G) 〒230-0003 横浜市鶴見区戸手3丁目2-43 ☎(045)575-6411
(システム担当G) 〒230-0003 横浜市鶴見区戸手3丁目2-43 ☎(045)575-5475

北海道支店 ☎(011)641-0881 関西支店 ☎(06)4807-5520
東北支店 ☎(022)237-7551 中国支店 ☎(082)282-7176
関東支店 ☎(048)653-6771 九州支店 ☎(092)411-5461
中部支店 ☎(052)231-2201

「完全防水」「耐衝撃」が定評のポータブル型ラインナップ

DOメーター

型式: ID-160T



5年延長保証
安心パックPlus+付

センサー
1年保証

- ・メモリー機能 (30 件)
- ・「まきとりーる」標準付属
- ・完全防水 (IP68・水深10m 防水)
- ・耐衝撃 (落下耐久 5m)

MLSS計

【上位モデル】
型式: IM-100P

※廉価モデルもあります



5年延長保証
安心パックPlus+付

- ・通常のメンテナンスは水道水の校正でOK
- ・5種の相関式を搭載
- ・界面、水深測定機能付
- ・完全防水 (IP67)
- ・耐衝撃 (落下耐久 5m/ 本体)

pH/ORPメーター

型式: IP-140T



5年延長保証
安心パックPlus+付

- ・「採水」「投込」両方で使える電極
- ・内部液の交換が可能
- ・メモリー機能 (30 件)
- ・「まきとりーる」標準付属
- ・計量法型式承認番号取得
- ・完全防水 (IP68・水深10m 防水 / 本体)
- ・耐衝撃 (落下耐久 5m/ 本体、2m/ 電極)

DO計・pH計で使える!

プローブホルダー



お試し品

プレゼント中!

マンガで紹介
しています!



テスト器貸出無料
～お気軽にお試しください～

IIJIMA 飯島電子工業株式会社

TEL: 0120-67-2827

受付 9:00 ~ 17:20 (月~金)

〒443-0011 愛知県蒲郡市豊岡町石田1-1

Email: eigyou@ijima-e.co.jp <https://www.ijima-e.co.jp>

高効率と通過性を兼ね備えた 水中ノンクロッグ型スマッシュポンプ BN型

“スマッシュ機構”により異物を通過！



社内通過試験の様子

水中ノンクロッグ型スマッシュポンプ BN型

吐出し口径：80mm・100mm
出 力：1.5～15kW

“スマッシュ機構”とは？
詳細はこちら



NETIS
登録商品



株式会社 鶴見製作所

大阪本店：〒538-8585 大阪市鶴見区鶴見4-16-40 TEL.(06)6911-2351 FAX.(06)6911-1800
東京本社：〒110-0016 東京都台東区台東1-33-8 TEL.(03)3833-9765 FAX.(03)3835-8429

北海道支店：TEL.(011)787-8385 東京支店：TEL.(03)3833-0331 北陸支店：TEL.(076)268-2761 近畿支店：TEL.(06)6911-2311 四国支店：TEL.(087)815-3535
東北支店：TEL.(022)284-4107 北関東支店：TEL.(028)613-1520 中部支店：TEL.(052)361-3000 中国支店：TEL.(082)923-5171 九州支店：TEL.(092)452-5001

www.tsurumipump.co.jp



All for Lives.

TOHIN

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

TOHINグループは、SDGsの目標達成と持続可能な社会の実現に向け、事業を通して社会の課題解決に取り組んでいます。

TX TURBO BLOWER 空気軸受式単段ばっ気ブロワ



高効率で静か性、耐久性の高い
ロータリーブロワ



省エネルギー・省メンテナンス
下水処理や産業排水処理にかかるコスト・CO2を大幅に削減



遠隔操作などのIoTにも対応可能な
制御盤・プロワボックス



個体・粉体・液体・連続吸引など
様々な用途に対応できる各種クリーナー

製造元 東浜工業株式会社

総販売元 東浜商事株式会社
(ISO9001 認証取得)

久喜工場 〒346-0028 埼玉県久喜市河原井町13番地
清久工場 〒346-0035 埼玉県久喜市清久町6-3
東京本社 〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町2-20-7
札幌営業所 〒003-0011 札幌市白石区中央1条5丁目11-16
名古屋営業所 〒454-0976 名古屋市中川区服部2-1204
大阪営業所 〒564-0051 吹田市豊津町17-35
福岡営業所 〒812-0893 福岡市博多区那珂1-29-23

TEL 0480-22-7945(代) FAX 0480-22-7949
TEL 0480-23-2600(代) FAX 0480-23-3949
TEL 03-3230-3426 FAX 03-3230-3420
TEL 011-821-6312(代) FAX 011-842-2619
TEL 052-432-5485(代) FAX 052-432-5513
TEL 06-6380-1031 FAX 06-6380-1039
TEL 092-441-1424 FAX 092-431-4817

URL [https://www.tohin.co.jp/](http://www.tohin.co.jp/)

